

案件

地方税制改正の概要について

税務室 市民税課
資産税課

1. 政策等の背景

令和6年度地方税制改正に伴い、地方税法などの関連法案については、令和6年3月中に公布される予定となっており、その主な内容について報告するものです。

2. 内容

(1) 個人住民税の定額減税について

令和6年度の住民税について、定額による所得割の額の特別控除を実施します。

(合計所得が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限る。)

① 特別控除の額

次の金額の合計額とします。ただし、その合計額が所得割の額を超える場合は、所得割額とします。

- ・ 本人 1万円
- ・ 配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。） 1人につき 1万円

② 特別控除の実施方法

イ 給与所得に係る特別徴収の場合

令和6年6月に特別徴収を行わずに、特別控除の額を控除した後の住民税の額の1/11の額を令和6年7月から令和7年5月まで、給与の支払をする際毎月徴収します。

ロ 公的年金等に係る特別徴収の場合

令和6年10月1日以後最初に支払いを受ける公的年金につき特別徴収されるべき住民税の額から、特別控除の額に相当する金額を控除します。なお、控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分の特別徴収税額から、順次控除します。

ハ 普通徴収の場合

令和6年度の住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額を控除します。なお、控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から順次控除します。

※この措置による減収額については、全額国費で補填。

(2) 固定資産税等の土地に係る負担調整措置について

現行の「負担調整措置」並びに「下落修正措置」の仕組みを継続

① 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置

地価の上昇等により、固定資産税の課税標準となるべき価格が上昇した土地については、税負担の急激な上昇を緩和すべく課税標準額を調整する措置を引き続き実施します。

(令和6年度から令和8年度まで)

② 課税上著しく均衡を失すると認められる場合における下落修正措置

地価等の下落傾向が見られる場合、固定資産税の課税標準となるべき価格を修正することができる特例措置を引き続き実施します。

(令和6年度から令和8年度まで)

3. 実施時期等

令和6年4月1日

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 計画の推進に向けた基盤づくり

施策目標 3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

- ・ 地方税法
- ・ 枚方市税条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 定額減税業務に係る税総合システムの改修業務委託費 42,576千円

《財 源》 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）に係る交付限度額（事務費分）を活用

7. その他

令和6年3月緊急議会及び令和6年6月定例会に枚方市税条例改正案を提出予定